

統一地方選挙が行われます

選挙権 無だにするなと 子どもの目
(平成22年度白鷹町明るい選挙啓発標語)

この標語は、平成22年度明るい選挙啓発標語募集で最優秀賞となりました小関麻誉さん(東中学校1年)の作品です。

4月10日(日)

山形県議会議員選挙

4月24日(日)

白鷹町議会議員選挙

選挙へ行こう!



●投票できるかたは

◇山形県議会議員選挙

平成22年12月31日以前から引き続き白鷹町の住民基本台帳に登録されているかたで、平成3年4月11日以前に生まれたかた(満20歳以上)です。

なお、平成23年1月1日以降に山形県内の市町村から白鷹町に転入されたかたは、以前の住所地で投票できる場合もありますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

◇白鷹町議会議員選挙

平成23年1月18日以前から引き続き白鷹町の住民基本台帳に登録されているかたで、平成3年4月25日以前に生まれたかた(満20歳以上)です。

●投票時間は

投票日の投票時間は、午前7時から午後8時までです。

(ただし、黒鴨、針生投票区は午前7時から午後7時までです。)

●投票にあたっての注意事項

◇入場券について

入場券を忘れずに持参してください。もし紛失しても投票はできません。その場合は、投票所の受付に申し出てください。

なお、山形県議会議員選挙の入場券は3月17日現在の居住地で発行しますので、3月18日以降転居されたかたは、前居住地の投票所で投票してください。

また、白鷹町議会議員選挙の入場券は4月7日現在の居住地で発行しますので、4月8日以降転居されたかたは、前居住地の投票所で投票してください。

◇代理投票について

身体の都合などで字が書けない場合でも、投票所で申し出れば代理投票ができますので、棄権しないで投票してください。